

最近の政策動向について

2025年9月

経済産業省 産業機械課

目次

1. **令和8年度 経済産業省 概算要求等の概要**
2. **米国の関税措置について**
3. **下請法・下請振興法改正法の概要**

1. 令和8年度 経済産業省 概算要求等の概要

- **内外の経済情勢の変化を踏まえ、機動的な対応が不可欠**な中、足下の令和7年度中は、**米国関税への対応や賃上げ・物価高対策**などに徹底して取り組んでいくことが重要。
 - ① **米国関税対策** ～自動車産業を中心とした影響緩和と耐性強化
 - サプライチェーンの維持・強化 / 内需拡大・地域経済維持（活性化） / 新市場開拓と輸出力の強化 等
 - ② **賃上げ** ～賃上げに取り組む企業の応援と中堅・中小の稼ぐ力の強化
 - 生産性向上投資の促進による「稼ぐ力」の底上げ / 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化対策の徹底 等
 - ③ **物価高** ～足元のエネルギー価格高騰対策
 - 燃料高騰等の影響緩和 / 安全性を前提として地元の理解を得た原子力発電所の再稼働 等
- その上で、中長期的な**高付加価値型の経済・産業構造への転換の重要性は不変**。「国内投資と賃上げで国内需要の拡大をけん引し、「世界にかけがえのない高付加価値な製品・サービスを生み出す」ことは不可欠。
- 令和8年度の経済産業政策の重点としては、高い不確実性が継続する中でもこれを実現するため、産業政策を気を緩めずに継続・発展させ、「**新たな付加価値を生む「成長投資」の継続と高度化に向けた構造改革**」、「**好循環を生み出す「賃上げ」の定着と中堅・中小企業の成長促進・地方創生による国民所得の拡大**」、「**不確実なグローバル環境と交易条件の悪化に対応するための強靱な経済基盤の構築**」という3本柱に沿って、高付加価値化に向けた成長投資の促進に取り組んでいく。

2040年GDP1000兆円を目指す成長戦略・構造改革

- 1. 新たな付加価値を生む「成長投資」の継続と高度化に向けた構造改革**
 - (1) **高付加価値な成長投資の促進**
 - GX、DX、経済安保、健康、バイオものづくり、コンテンツなど**戦略分野への官民連携での投資**
 - 企業による**成長投資・事業ポートフォリオの組替え**を促進
 - (2) **産業構造転換に対応した人材システムの再構築**
 - 就業構造推計による**人材需要明確化、戦略分野での専門人材・トップ人材の育成・活用**
 - リスキングを通じた成長分野への**労働移動円滑化**などの**労働市場改革の推進**
 - (3) **持続的なイノベーション創出に向けたエコシステム形成**
 - **戦略技術領域の特定と事業化までの一貫通貫支援**
 - 「**成長する大学**」への集中支援等を通じた**基礎研究力底上げ**
 - **スタートアップ政策**の強化、**国際頭脳循環**等による研究力向上
 - (4) **デジタル化・サービス化による産業構造の高付加価値化**
 - **半導体や計算資源**等の基盤インフラ確保、AIモデル開発を見据えた製造業等の**現場データの大規模なデジタル化推進**、AI・データ・ロボティクスを活用した**新プレイヤー・産業創出**
 - **コンテンツ産業の国際競争力強化**
- 2. 好循環を生み出す「賃上げ」の定着と中堅・中小企業の成長促進・地方創生による国民所得の拡大**
 - (1) **中堅・中小企業の賃上げ継続と成長力の抜本強化**
 - 最低賃金含む賃上げの環境整備に向けた**改正下請法（取適法）等の施行と執行強化**による**官公需も含めた価格転嫁・取引適正化**の更なる徹底、**省力化・デジタル化**の促進、中堅・中小企業による**知財活用に向けた伴走支援、保護の推進**等
 - 地域の成長と賃上げを牽引する**中堅・中小企業の成長支援**
 - **事業承継・M&A**の支援強化、中小企業金融の規律発揮と早期の**経営改善・事業再生・再チャレンジ支援**
 - (2) **構造的な人手不足下でも持続可能なローカル経済圏形成**
 - 特に人手不足が深刻な業種に対する徹底した**省力化投資促進**
 - 地域の**エッセンシャルサービスの維持・発展**に向けた「**地域協同プラットフォーム**」への支援
 - (3) **地域における産業立地の促進**
 - **産業用地確保への支援**の強化、**脱炭素電源活用等のGX産業立地の推進**
 - **本社機能の地方分散・強化や海外企業の誘致**に向けた取組強化
 - (4) **地域におけるイノベーションの促進**
 - 「**地方イノベーション創生構想**」への貢献
- 3. 不確実なグローバル環境と交易条件の悪化に対応するための強靱な経済基盤の構築**
 - (1) **エネルギー価格変動に強い強靱なエネルギー需給構造への転換**
 - 規制制度と支援が一体的となった**GX産業政策の推進**
 - **再エネ・原子力などの脱炭素電源**の最大限活用、それに向けた**事業環境等整備・系統整備・次世代技術の社会実装推進**（ペロブスカイト・浮体式洋上風力・次世代型地熱・次世代革新炉）、**最終処分を含むバックエンドプロセスの加速化、水素・CCS等の活用**
 - 徹底した**省エネ・非化石転換・DR**（蓄電池の導入等）促進
 - **石油・天然ガス安定供給**の確保、**地域の燃料供給体制**の強化等
 - (2) **経済安全保障の確立・強化**
 - **経済インテリジェンス機能**の強化、市場・技術を守り・育てる**同志国での協力枠組み**の構築
 - **自律性に加え不可欠性の強化**も意識した**サプライチェーン強靱化、技術・データの保護、造船・無人機・宇宙を含めたデュアルユース技術の産業基盤の強化**等
 - (3) **不確実性を増す世界経済における事業環境の再構築**
 - **経済外交の強化**（**グローバルサウス・同志国**との連携強化等）
 - **国際的なルールメイキング**の推進
 - 外需獲得に向けた**輸出促進**（JETROによる**輸出・海外展開支援**等）

経済社会の基盤を支える最重要課題：福島復興・能登半島復興・レジリエンス

- ① 福島復興**
 - 福島第一原子力発電所の**安全かつ着実な廃炉の実施** / **ALPS処理水の海洋放出の安全性確保・風評対策・なりわい継続支援** / **輸入規制即時撤廃への働きかけ**
 - **帰還困難区域の避難指示解除** / **事業・なりわい再建、新産業創出、交流・関係人口拡大、芸術文化を通じた復興の推進**
- ② 能登半島地震からの復興**
 - **能登半島地震の復旧・復興、被災者の生活・生業の再建**
- ③ 産業のレジリエンス・安全の向上**
 - **BCP策定の促進** / **スマート保安の導入普及等**を通じた**保安水準の向上**

令和8年度 経済産業省関係 概算要求案の概要

	令和8年度概算要求額	令和7年度当初予算額
一般会計	4,285億円	3,525億円
エネルギー対策特別会計	1兆4,551億円	1兆2,127億円
（うちGX推進対策費）	（7,671億円）	（5,042億円）
特許特別会計	1,608億円	1,544億円
経済産業省関連合計	2兆444億円	1兆7,196億円

2040年GDP1000兆円を目指す成長戦略・構造改革

1. 新たな付加価値を生む成長投資促進のための構造改革 【9,584億円（7,011億円）】

- (1) 高付加価値な成長投資の促進
GX、DX、量子、宇宙、バイオ、健康、医療、コンテンツ
- (2) 持続的なイノベーション創出に向けたエコシステム形成
イノベーションの創出、ディープテック・スタートアップ、ヒトへの投資

2. 好循環を生み出す「賃上げ」の定着と中堅・中小企業の成長促進・地方創生による国民所得の拡大 【1,761億円（1,437億円）】

- (1) 中堅・中小企業の賃上げの継続と成長力の抜本強化
生産性向上、取引適正化、事業承継・M&A、金融支援
- (2) 持続可能なローカル経済圏形成、地域における産業立地の推進

3. 不確実なグローバル環境と交易条件の悪化に対応するための強靱な経済基盤の構築 【1兆4,243億円（1兆275億円）】

- (1) エネルギー価格変動に強い強靱なエネルギー需給構造への転換
- (2) 経済安全保障の確立・強化
- (3) 不確実性を増す世界経済における事業環境の再構築

経済社会の基盤を支える最重要課題

福島復興、能登半島地震からの復興、産業のレジリエンス・安全の向上
【990億円（745億円）】

経済産業政策の重点に関連し、以下を事項要求

- 産業競争力強化・経済成長及び排出削減の効果が高いGXの促進
- AI・半導体分野における量産投資や研究開発支援等の重点的投資支援
- 米国関税・物価高騰等による影響を踏まえた、中小企業・小規模事業者等に対する機動的な金融支援や、賃金向上、生産性向上及び成長の強力な下支え
- 大阪・関西万博の会場整備に関する施策
- 経済安全保障の確立に向けた経済インテリジェンス機能の強化
- 福島復興の着実な実施

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

国庫債務負担行為要求額 **2,025億円** ※令和8年度概算要求額：1,810億円（760億円）

事業目的・概要

事業目的

本事業は、工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う設備、事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備又は省エネ効果の高い特定の設備の組み合わせ導入、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

その際、企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。

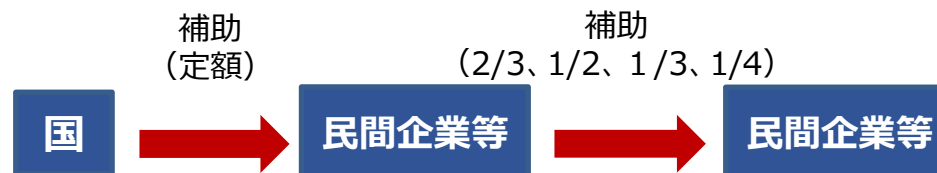
また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 工場・事業場型：工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う設備、事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備又は省エネ効果の高い特定の設備の組み合わせ導入を支援
- (2) 電化・脱炭素燃転型：化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援
- (3) エネルギー需要最適化型：効果が高いと指定したエネルギーマネジメントシステムを用いて、効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業を支援

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内（一定の要件を満たす場合には中小企業2/3以内、大企業1/2以内等）
上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円等）
- (2) 補助率：1/2以内
上限額：3億円（電化の場合は5億円）
- (3) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内
上限額：1億円

成果目標・事業期間

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

令和8年度概算要求額 **60億円**（8.7億円）

経済産業政策局 地域経済産業政策課

事業目的・概要

事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。

事業概要

中堅・中小企業の持続的な賃上げや事業成長等を目的として以下の取り組みを行う。

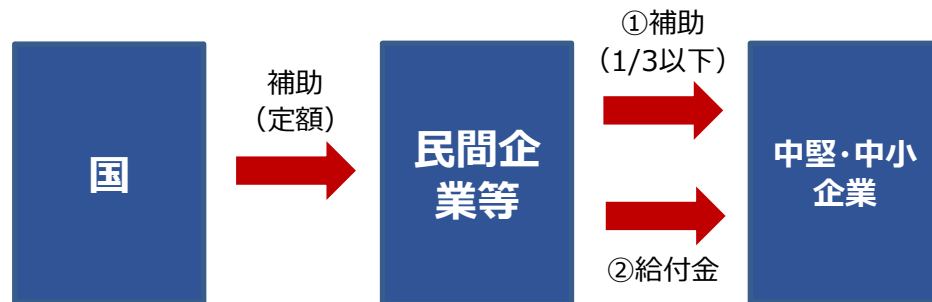
①中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金

着実な事業成長等を実行可能な経営体制を整備するため、転籍・兼業・副業・出向等により大企業から経営人材を受け入れた場合に、給付金を支給する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



①大規模成長投資補助金：補助上限額50億円

※投資下限額は10億円

②地域企業経営人材確保支援事業給付金：給付上限額450万円

※兼業・副業・出向の場合は給付上限額200万円

成果目標・事業期間

①中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金：

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金：

当該事業により経営人材を確保した中堅・中小企業が、確保前の想定を上回る企業成長を達成することを目指す。

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

令和8年度概算要求額 **128億円（123億円）**

事業目的・概要

事業目的

中小企業が下請け構造から脱却し成長を実現するためには、ものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要。

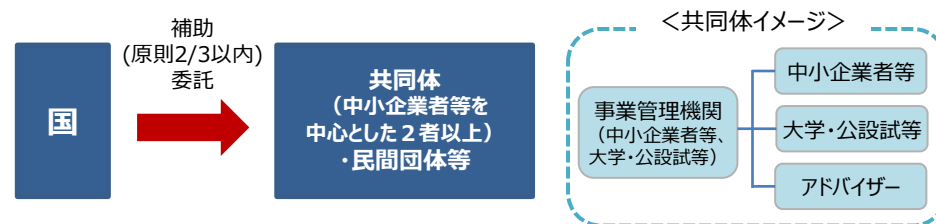
中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。

事業概要

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援する。加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する（旧戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業及びサビサポ事業））。

また、中小企業によるイノベーション創出を強力に支援する活動を普及・拡大するための実証事業を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助事業期間：2～3年
- 補助上限額：（通常枠）単年4,500万円、3年間9,750万円
（大型研究開発枠）単年1億円、3年間3億円
- 補助率：（中小企業者等）原則2/3以内（大学・公設試等）原則定額
※課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内
- 委託：補助事業に係る評価・分析、販路開拓支援等

成果目標・事業期間

- 短期的には、事業終了時点での以下の達成を目指す。
 - ・個々のプロジェクトの研究開発達成度50%超
- 最終的には、事業終了後5年経過時点で以下の達成を目指す。
 - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上
 - ・補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%

中小企業取引対策事業

令和8年度概算要求額 37億円 (29億円)

事業の内容

事業目的

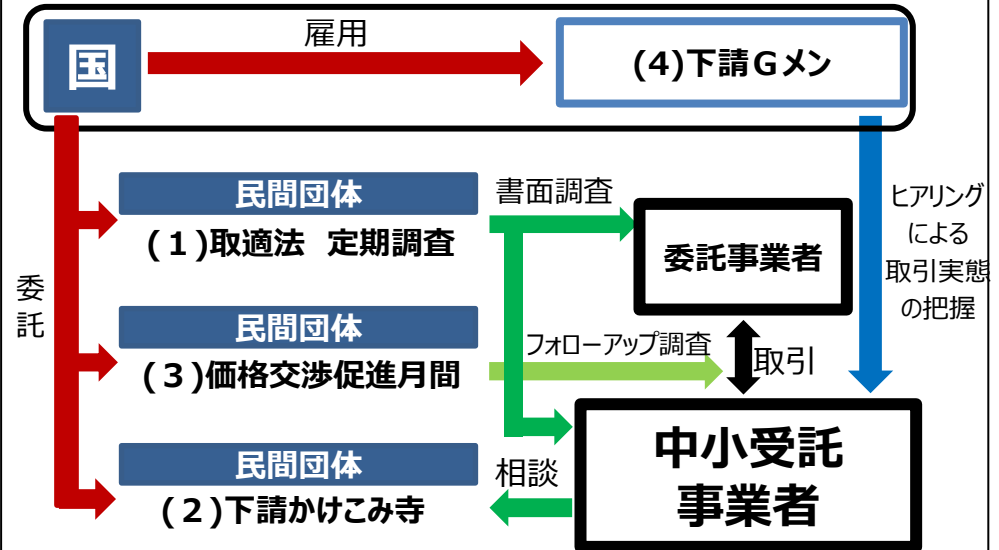
賃上げの原資確保に向けて、原材料価格等のコスト上昇分の適切な価格転嫁をはじめ、中小企業の取引環境の改善のため、中小受託取引適正化法（以下「取適法」）の厳正な執行や相談窓口の運営、価格交渉促進月間やフォローアップ調査の実施、下請Gメンヒアリングによる取引実態の把握等を通じ、中小企業の取引適正化に取り組む。

事業概要

中小企業の取引適正化を図るために、以下の取組を行う。

- (1) 取適法の厳正な執行
取適法等に基づく書面調査を実施するほか、法執行に必要な体制を構築
- (2) 下請かけこみ寺における相談対応
中小企業の取引上の悩みについて、無料で相談員・弁護士が相談に応じる「下請かけこみ寺」を運営
- (3) 価格交渉力強化事業
9月と3月を価格交渉促進月間として位置づけ、講習会や広報、フォローアップ調査等を実施
- (4) 下請Gメンによるヒアリング調査
取引実態を把握するための下請Gメンによる中小企業へのヒアリング調査を実施

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

約5万件の発注側事業者・約20万件の受注側事業者に対して調査を行う。また、下請Gメンによるヒアリングを年間1万件以上実施し、中小企業の取引実態を把握する。

これらの施策により、取適法違反の発見及び改善指導を含め、価格交渉と価格転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。

中小企業支援事業のうち（１）中小企業活性化・事業承継総合支援事業

令和8年度概算要求額 **222億円（144億円）**

（１）中小企業庁事業環境部金融課

（２）中小企業庁事業環境部財務課

事業の内容

事業目的

財務上の問題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援することで、地域の経済と雇用の基盤を支えることを目的とする。

事業概要

（１）中小企業活性化事業

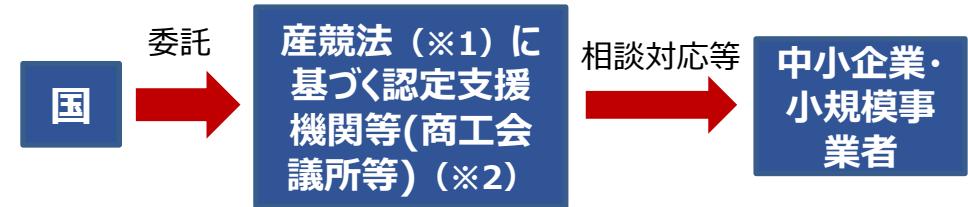
全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が、再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、外部専門家を含めた個別支援チームにより金融機関との調整等を行い、再生計画の策定支援等を実施する。また、事業再生が極めて困難であっても、意欲のある経営者等が円滑に再チャレンジできるよう、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理等を通じて支援する。

（２）事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。地域の事業承継を促す普及啓発や、M&A支援機関の登録制度といった事業承継・引継ぎ推進に係る基盤整備を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）、（２）ともに以下の事業スキームにて運用



（※１）産業競争力強化法

（※２）（１）は中小企業活性化協議会

（２）は事業承継・引継ぎ支援センター等

成果目標

（１）中小企業活性化事業

二次破綻率(再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率)を1.9%（過去3年間の平均）以下に抑制することを目指す。

（２）事業承継総合支援事業

全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、3,400件の成約を目指す。

グローバルサウス未来志向型共創等事業

令和8年度概算要求額 **32億円**（令和6年度補正予算額等 総額1,500億円の内数）

事業の内容

事業目的

グローバルサウスが抱える課題を解決することを通じて、同市場の成長力を活かしながら、経済安全保障（サプライチェーン強靱化等）、日本国内のイノベーション創出（GX/DX）等による日本企業の国内産業活性化を目指す。また、同時にグローバルサウス諸国との経済連携を強化する。

事業概要

今後成長が見込まれる未来産業に関し、グローバルサウス諸国において、日本企業が現地企業と互いの強みを活かしながら、強靱なサプライチェーンの構築、カーボンニュートラルの実現等を共に実現する事業等を支援する。

また、ウクライナ支援も対象とし、周辺国である中東欧諸国からの支援も含めて、ウクライナ復興に資する事業を推進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

グローバルサウス未来志向型共創等事業



成果目標・事業期間

- 大型実証、小規模実証、FS等の実施を通じて、将来的な日本企業の海外インフラ等の受注を目指す。

海外ビジネス・輸出促進事業

令和8年度概算要求額 **45億円 (32億円)**

- (1) 通商政策局総務課、経済連携課、貿易振興課、中小企業庁海外展開支援室
 (2)・(3) 通商政策局貿易振興課

事業目的・概要

事業目的

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ工程表（令和4年6月7日閣議決定）」にて掲げられている政府目標「2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする」に向けて、中堅・中小企業等の海外展開プロセスの進展度合いに応じて、効果的・効率的な支援策を実施するとともに、民間の輸出支援事業者による輸出支援エコシステムの形成を促すことで中堅・中小企業の輸出拡大に繋げ、当該目標に貢献する。

また、日本の貿易プラットフォーム(PF)の利活用を促進し、貿易手続のデジタル化による貿易コストの削減及び貿易データの蓄積を通じて、高効率で強靱なサプライチェーンの構築につなげ、日本の輸出力の強化・産業競争力の強化を図る。

事業概要

我が国企業の海外ビジネスを促進するため、以下の取組を行う。

(1) 海外ビジネス強化促進事業

情報提供、相談対応、海外見本市や商談会等による販路拡大、海外ビジネス人材の育成、海外展開に取組む企業のフォローアップ等、輸出・海外進出の実現・発展まで一貫して支援する。

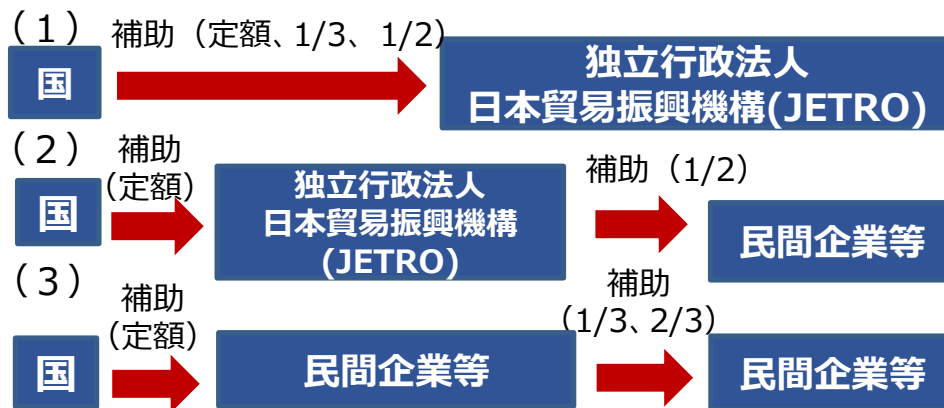
(2) 中堅・中小企業輸出支援エコシステム形成事業

中堅・中小企業の輸出拡大につながる民間の輸出支援事業者（地域商社等）同士の連携強化を支援する。

(3) 貿易PF活用による貿易手続デジタル化推進事業

貿易手続の効率化に向け、貿易PFの利用拡大を促進するために、企業の貿易PF連携・実証、貿易その他のPF間連携を支援。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

事業期間	短期目標	長期目標
(1) 令和7～11年度	商談件数の増加 29,464件	中堅・中小企業の海外展開成功件数9,111件
(2) 令和7～11年度	事業終了後、育成した輸出支援エコシステムが継続して活動している件数比率 90%以上	事業終了から5年後、育成した輸出支援エコシステムが、支援する企業数を増加させた上で継続して活動している件数比率 50%以上
(3) 令和6～10年度	日本の年間貿易取引件数のうち、貿易PFを通じたデジタル化の割合 1%	日本の年間貿易取引件数のうち、貿易PFを通じたデジタル化の割合 10%

2. 米国の関税措置について

- 9月4日（米国時間）、トランプ大統領は、**我が国に対する関税の引下げ措置に関する大統領令**に署名。
- 同日、赤澤亮正・経済再生担当大臣は、ハワード・ラトニック商務長官との間で、**日米間の合意に基づく投資イニシアティブの大枠について、日米の共通理解を確認するための了解覚書に署名**。
- また、日米両国は、7月22日（現地時間）の**日米間の合意におけるコミットメントを再確認する共同声明を発出**。
- 赤澤大臣は、ラトニック長官に対し、**石破総理からトランプ大統領への親書を手交**し、7月22日の日米間の合意の下、同大統領の力強いリーダーシップと日本の力強い投資により、日米関係の黄金時代を共に築いていくことを呼びかけるとともに、同大統領の訪日を改めて招請したいとの石破総理のメッセージを伝達。



大統領令（9月4日（米国時間）署名）

（相互関税）

- 追加関税15% → **15%（含：MFN税率）**（注）

（注）MFN関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる（いわゆる「上乗せなし（Non-Stacking）」）。

- **8月7日から遡及**して適用。
- **従量税**の取扱いは、**欧州連合（EU）の製品に対する取扱いと同一**とする。

（自動車・自動車部品関税）

- 追加関税25% → **15%（含：MFN税率）**（注）

（注）既存MFN税率（2.5%）を含めて15%であり、追加関税は半減。

- **大統領令が連邦官報に掲載された日から7日以内**に、関税表を修正する通知が官報に公表（その時点で関税引下げが発効する旨を米側に確認済み）

（航空機・航空機部品（無人機を除く））

- 追加関税15% → **無税**

- **大統領令が連邦官報に掲載された日から7日以内**に、関税表を修正する通知が官報に公表。

（米国において入手不可能な天然資源・ジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む））

- 追加関税15% → **相互関税から除外（無税）**

- 具体的な対象品目及び適用開始時期については、商務長官が決定。

日米間の枠組み合意に関する共同声明（9月4日（米国時間））（仮訳）

2025年7月22日の日米間の枠組み合意に関連し、また2025年9月4日に署名された関税に関する大統領令を含む米国のコミットメントに応じて、日本は、了解覚書による戦略的な投資に加え、以下のコミットメントを再確認する。







- ▶ バイオエタノール（持続可能な航空燃料向けを含む）、大豆、トウモロコシ及び肥料を含む国内消費向け米国の農産品並びに他の米国の製品の追加購入を年間計80億ドル規模で実施。
- ▶ 多様な米国の工業製品及び消費財の購入を拡大。
- ▶ 100機のボーイング社製航空機を購入。
- ▶ ミニマム・アクセス米制度の枠内における米国産コメの調達の75%増加を迅速に実施。
- ▶ 液化天然ガス（LNG）を含む米国のエネルギーについて、当該LNGに関する新たなアラスカでのオフテイク(注：買い取り)契約を追求しつつ、年間計70億ドル規模の安定的かつ長期的な追加購入を実施。
- ▶ 防衛力整備計画に基づく米国製防衛装備品及び半導体の年間調達額を数十億ドル規模で増加。
- ▶ 米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ。
- ▶ 米国車に対してクリーンエネルギー自動車導入促進補助金を提供。

1962年通商拡大法第232条に基づき医薬品及び半導体（半導体製造装置を含む）に対して課されるいかなる関税についても、米国は、日本の製品に対して、他のいかなる国の製品に適用される税率を超えない第232条に基づく関税率を適用する意図を有する。

また、米国は日本の航空機及び航空機部品にいかなる関税も課さない意図を有する。

現在発動中の主要国・地域への追加関税率一覧

原産国・地域

対象品目							左記以外の国
鉄鋼・アルミ製品 (および派生品)	計70%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%
	鉄鋼・アルミ関税						
	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
自動車・同部品	IEEPA関税 20%	4月3日以降に米国で組み立てられた自動車 希望小売価格の15%を占める部品に追加関税が課された場合 希望小売価格の3.75%に相当する輸入調整相殺額を申請可能			関税割当の 設定を検討	英国は25%	
	計45%	計25%	計25%	計25%	計15%	計15%	計25%
	自動車・同部品関税						
銅 (派生品・半製品)	25%	25%	25%	25%	15%	15%	25%
	IEEPA関税						
	20%	USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車は 非米国産部分のみ関税適用 自動車部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除			英国は年間10万台まで10%、日 本・韓国・EUはMFN税率を含め 15%となる予定		
上記以外の品目	計70%	計85%	計75%	計50%	計50%	計50%	計50%
	銅関税						
	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
上記以外の品目	IEEPA関税 (特定国対象)						
	20%	35%	25%		15%	15%	合計は国・地域に より異なる
	相互関税						
	34%	12%	12%	10%	15%~	15%~	7/31付 大統領令に 基づく税率
	IEEPA関税 (特定国対象)						
20%	35%	25%	40%	MFN税率 < 15% → 15% MFN税率 > 15% → MFN税率 ※EUの一部品目についてはMFN 関税のみが適用される			
エネルギー製品は10% USMCA原産地規則を満たす製品は適用免除							
対象外品目あり、 7/30付大統領令 Annex I 参照							

(注) 2025年8月22日時点、青掛け項目は1962年通商拡大法232条、緑掛け項目は国際緊急経済権限法 (IEEPA) を根拠法に発動、(出所) 米国政府発表資料などから作成

鉄鋼・アルミ製品への追加関税措置の拡大

- トランプ大統領は2025年2月10日、1962年通商拡大法232条に基づく**鉄鋼・アルミニウム製品に対する追加関税措置を拡大**する大統領布告を発表。それらへの追加関税を**3月12日に発動**。
- 6月4日、英国を除き**追加関税率を50%に引き上げ**。ただし、**自動車・同部品関税の対象品目に鉄鋼・アルミ関税は課されない**。4月、6月、8月に対象品目を段階的に追加。

第1次トランプ政権

- 2018年3月** 鉄鋼製品に**25%**の追加関税
アルミ製品に**10%**の追加関税
- 2020年1月** 特定の鉄鋼・アルミ派生品も対象に追加
鉄鋼派生品は**25%**、
アルミ派生品は**10%**の追加関税

例外措置

<国・地域別の適用除外制度>

- 鉄鋼の適用除外：豪州、カナダ、メキシコ、ウクライナ
- 鉄鋼の数量割当：アルゼンチン、ブラジル、韓国
- アルミの適用除外：豪州、カナダ、メキシコ
- アルミの数量割当：アルゼンチン
- 鉄鋼・アルミの関税割当：EU、英国
- 鉄鋼の関税割当：日本

<申請者別の適用除外制度>

<製品別の適用除外制度>

第2次トランプ政権

- 2025年3月12日** 鉄鋼製品・鉄鋼派生品に**25%**の追加関税
アルミ製品・アルミ派生品に**25%**の追加関税
鉄鋼・アルミ派生品の対象品目を追加
- 2025年4月4日** アルミ缶・缶ビールを対象に追加
- 2025年6月4日** 鉄鋼製品・鉄鋼派生品に**50%**の追加関税
アルミ製品・アルミ派生品に**50%**の追加関税
- 2025年6月23日** 冷蔵庫や洗濯機など白物家電を対象に追加
- 2025年8月18日** 鉄鋼・アルミ派生品の対象品目を追加

例外措置

- 2025年3月12日以降、**全廃**
- ただし、申請者別の適用除外制度は布告発表日の2025年2月10日に即日廃止となったが、既に承認を受けていた申請分については有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効

追加の動き

232条関税の対象製品を追加する新プロセス創設
→2025年4月30日に導入。年に3回、産業界から追加要請を受け付け（[宣報](#)）

HSコード 8483
歯車、ギヤボックス等追加

3. 下請法・下請振興法改正法の概要

取引適正化のための施策 (法律、自主的な取組み、機運醸成)

1. 法律の厳正な執行

- ① **中小受託取引適正化法** (下請代金の減額や、**買ったたき等を禁止する規制法**。公取委が主管、中企庁も執行を共管。)
- ② **受託中小企業振興法** (望ましい下請取引の在り方「**振興基準**」を策定し、事業者に指導・助言。中企庁が主管。)
- ③ **フリーランス・事業者間取引適正化等法**(フリーランスの取引環境、就業環境の整備。 2024年11月施行。)

2. 自主的な取引適正化の促進

- ① 業界団体による、取引適正化のための**自主行動計画**の策定、遵守。
- ② 各企業・経営者による**パートナーシップ構築宣言**(69,000社超)

3. 価格交渉・価格転嫁の周知・徹底、機運醸成

- ① **価格交渉促進月間** (2021年9月から開始。**毎年9月、3月に実施**し、その後、実態調査、社名公表等)
- ② **労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針** (周知・徹底、**振興基準改定**)

4. 取引実態把握

- ① **下請Gメン (令6:全国330名)** が、取引実態をヒアリング。 法執行・制度改善に活用
- ② 各省における取引実態把握 (例：物流・トラックGメン)

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 令和8年1月1日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

取引方針の改善サイクル（個別企業および各業界全体）

- 毎年2回（3月・9月）の「**価格交渉促進月間**」の取組みにより、受託中小企業から情報を収集し、その結果の公表、指導・助言等により、**個別企業の取引方針の改善を促してゆく**。
- 各業界団体においては、下請Gメンによる情報収集、課題分析に基づく**改善指摘**を踏まえ、**取引適正化のための「自主行動計画」**の改善・徹底、毎年のフォローアップにより、**業界全体での取引適正化**に取り組む。

